

## 三井 V-Net 一木会会則細則 抜粋

### 1. 会則第 3 条(会員)

- (1) ボランティア活動会員の募集対象は、三井グループ各社の退職者と現役社員並びにその家族、友人を中心とするが、広く世間一般からの応募についても受け入れを行う。
- (2) 退会に関し、次の各号に該当する場合は会員の資格を失う。
  - ① 会員より退会の申し出があったとき。
  - ② 会員が死亡したとき。
  - ③ 本会及び三井 V-Net の名誉を汚し、又は損害を与えた場合、並びに本会の目的に反し、又会員としての品性を損なう等の行為があり、かつ、一木会幹事会の決議により除名されたとき。
- (3) 三井 V-Net は、三井 V-Net の認めたボランティア活動に参加する会員を対象に傷害保険及び賠償責任保険を付保する。

### 2. 会則第 5 条(事業)

- (1) 幹事会は、年間 8 回開催する。開催月、開催日は以下の通りとする。  
第一木曜日開催 3、6、7、9、12 月  
第二木曜日開催 1 月  
第四木曜日開催 4、10 月
- (2) 幹事会は、部会世話人及びボランティア活動会員全体の意向を汲み上げ本会の目的遂行の参考とし、又、三井 V-Net の年次活動方針作成等に関する三井 V-Net 事務局の業務を支援する。
- (3) 幹事会は、幹事の中から議長並びに書記を選び、議長は幹事会の議事進行とともに例会及び親睦会の司会と進行役を務める。  
書記は幹事会の議事録を作成し、同議事録を三井 V-Net 事務局に提出する。
- (4) 幹事会には事務局より原則として事務局長が出席し、三井 V-Net 運営委員会関連の情報、資料の提供を行い、或いは、意見を述べる事が出来る。
- (5) 例会は、一木会の全会員を対象として、原則として、1 月は第 2、4 月、10 月は第 4、7 月は第 1 の木曜日に開催する。
- (6) 例会では、必要に応じて三井 V-Net 事務局からの報告並びに部会世話人からの部会活動報告の機会を設ける。
- (7) 例会では講演会等を行い、会員の親睦と情報交換を図る。
- (8) 親睦会には、会員以外にボランティア活動先の責任者及び三井 V-Net へ入会を希望する者の参加も認める。

(9)部会は、本会の目的を達成するためにボランティア活動分野並びに活動地域を単位として設けることができる。

それらの部会の運営は各部会の自主運営を原則とする。

(10)部会の設置は幹事会で協議のうえ承認され、例会に報告される。

(11)部会には世話人(複数でも可)を置き、世話人は幹事会及び三井 V-Net 事務局との連携を図る。

世話人は部会の行事及び実施するボランティア活動に関して、事前、並びに結果報告を事務局に行う。

(12)2014年4月1日現在の部会は次の通りとする。

- ①日本語サロン、②東大・国際センター、③東大・柏、④横浜国大、⑤千葉大、⑥駒澤大、⑦湘南倶楽部、⑧一橋大

### 3. 会則第6条(役員)

(1)幹事は、本会会員の中から自薦、他薦の幹事候補者を募り、幹事会の議を経て例会で報告された者とする。

(2)幹事の人数は、10名内外とするも人数の決定は幹事会の議を経て例会に報告される。

(3)幹事は、幹事会出席のための交通費実費を除き無報酬とする。

### 4. 事業に関する費用

(1)本会の運営管理に要する費用は三井 V-Net がこれを負担する。

(2)幹事会に要する費用は三井 V-Net がこれを負担する。

(3)例会及び親睦会に要する費用は基本的に参加者の負担とする。

(4)部会に要する費用は基本的に部会を構成する会員の負担とする。

ただし、(3)と(4)に関し、三井 V-Net が一部補助する場合もある。

5. 本細則の改廃は、幹事会の議を経て例会に報告される。

6. 本細則は2015年7月1日から実施する。